

第10福井県障がい者スポーツ大会 アーチェリー競技実施要領

1 競技規則

令和2年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 競技方法

(1) 競技方法

- ① 種目は、男女とも30mダブルラウンドおよび50m・30mラウンドとする。
- ② 部門は、リカーブ部門とコンパウンド部門とする。
- ③ 試射は競技の最初に6射以内とする。
- ④ 50m・30mラウンドは、50m、30mの各距離から1エンド3射(2分)で36射ずつ行射する。
- ⑤ 30mダブルラウンドは、30m、30mの各距離から1エンド3射(2分)で36射ずつ行射する。
- ⑥ 第8頸髄まで残存および上肢障害の選手はリカーブ部門において、審判員の承認を得て手に補助具(リリースエイド等の発射装置)を使用することができる。

(2) 競技進行は、音響・視覚による時間管理装置により行う。

(3) 得点記録および矢の回収は、競技運営主管団体が行う。

3 的番・立順

的番および立順は、主催者が決定する。

4 用具

競技に必要な用具は、出場選手が各自用意し、用具検査を受けたものを使用する。

5 服装等

番号布(ゼッケン)は、主催者が交付したものを審判員が確認できるよう背部または車いすの背もたれに付ける。

6 招集

(1) 招集は、招集所において競技開始10分前に終了する。

(2) 招集完了時刻にいない選手は、棄権したものとみなし出場することはできない。

7 用具検査

用具検査は、開始式の前に競技会場で行う。用具検査には、弓具以外に服装、番号布、車いす、補助用具等を含む。

8 介助者

(1) 障がい区分1または特別な事情のある選手は、介助者を1名つけることができる。

(2) 介助を必要とする選手は、あらかじめ主催者の承認を得なければならない。介助者は、シューティングラインまで入場することができる。

(3) 競技場内では、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除き、競技者の有利になるような助言等をしてはならない。

(4) 競技場内に競技上必要な物以外は持ち込んではいない。

(5) 競技役員の指示に従うものとし、注意・警告を受け、聞き入れない場合は、当該競技者を失格とする。

9 その他

- (1) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (2) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。